

ジャパンライフ事件の被害状況について

平成30年8月31日

全国ジャパンライフ被害弁護団連絡会

幹事 弁護士 中根 祐介

幹事 弁護士 永田 有香

1 勧誘の手口と被害状況

- ・ 「無料でエステが受けられる」等と契約の勧誘目的であることを告げられずに誘い出され、その際にオーナー契約を勧誘されたという人も多い。
- ・ ジャパンライフ株式会社（以下「J社」）は、保険や資産に関するセミナーを開き、金融資産の見直しをしてあげます、等の名目で、顧客がどのような資産をどれだけ持っているかを把握する。そして、預貯金その他金融資産への不安をあおった上、J社のレンタルオーナー契約は確実に有利であるかのように述べ（年6%のレンタル料収入が得られる、短期なら好きなときに元本の返金を受けられる、長期ならレンタル料が20年保証、など）、契約させていた。
- ・ 高齢者に対して、相続税対策になる、年金以外の毎月の収入が得られる、金融資産を取り崩さないで生活できるなどと勧誘していた。その結果、利率が良くて安全な預貯金のようにとらえ、「ジャパンライフにお金を預けた」という表現をする契約者が多数いた。
- ・ レンタル事業の状況については、「レンタルユーザーが殺到している」と説明。
（→しかし、消費者庁の調査でレンタルユーザーは12%程度しかいなかったことが後に判明）
- ・ J社は、顧客の資産を出せるだけ全部J社との契約に回させようと活動していた。そのため、資産を根こそぎJ社につき込まれてしまい、J社破綻後、被害対策弁護団に委任する費用もない、どう生きていけばいいのかわからないと途方に暮れている人もいる。

2 相談からみた被害実態

中部弁護団への相談 平成29年9月27日～平成30年8月27日

相談件数：247件

相談にかかる被害者数：286人

契約額：100万円～6億2000万円

契約額が判明している契約者の平均契約額
4659万円

契約者の年齢

年代	人数(人)	年代判明者に占める割合
不明	126	
90代	4	2.5%
80代	65	40.6%
70代	49	30.6%
60代	19	11.9%
50代	13	8.1%
40代	4	2.5%
30代	4	2.5%
20代	2	1.3%
10代以下	0	0.0%

- ・ 契約者本人は高齢者が多い。
- ・ 相談者は本人の家族が多い。